

第六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十八の項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改め、同表の九十九の項の次に次のように加える。

九十九の二 不動産特定共同事業法第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録 の申請に対する審査	六万円
九十九の三 不動産特定共同事業法第四十一条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録 の更新の申請に対する審査	六万円

附 則

この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。ただし、別表第一の三十八の項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

不動産特定共同事業法の一部が改正されたことに伴い、小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査等に係る手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。